

## 近世九州農村における下人＝奉公人・日雇の類型

秀村, 選三  
九州大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/1515743>

---

出版情報：経済學研究. 81 (4), pp.47-61, 2014-12-26. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 近世九州農村における下人＝奉公人・日雇の類型

秀 村 選 三

## 一 はしがき

日本近世の農村では、大庄屋・庄屋・本百姓上層の家には、彼らを主人・主家として従属し、僅少の土地、家屋（小屋）を分与されて農耕や主家内の年中行事、雑事に勤めた名子（地方により家抱・被官とも呼ばれた者）や主家の家内に住み農耕や家内の雑事に勤めた下人＝奉公人がいた。中世には下人といわれ、近世において下人（下女）、奉公人と呼ばれた者がいた。（下人には中世的な、隷属度の濃いニュアンスがある）。かれらは九州北部では荒仕事・荒子（あらしこ）、下男・下女、豊後・日向では家の子、薩摩・大隅・日向南部ではデカン・メロ（女）、奄美大島では家人（ヤンチュウ）などといわれた者もいて、それぞれの地方の名称と特質があった。さらに小農民で日々、或いは季節的に（とくに農繁期）農耕や諸種の仕事を勤める日雇がいた。中世末期から近世初期に村の体制が大きく変動、展開するなかで、名子や下人＝奉公人等も地域により、家々によって多様に展開している。

小論では主として九州の農村を舞台に下人＝奉公人および日雇の諸類型を窺いたいと思う。九州といってもその地域は広くて九州各地域はそれぞれ独自性をもっており、とくに名子は次第に変容、独立し（いわゆる名子抜け）、減少、消滅したが<sup>1)</sup>、後進的・停滞的な地域ではなお残存した地域もあった<sup>2)</sup>。下人・奉公人は中世の下人・所従から多様に発展して種々の下人＝奉公人として広汎に存在し、さらに日雇も多様な形態で広く展開した（おそらく、かつての名子が独立した後も日雇として旧主家に時々雇われたのが原型ではないだろうか）。これらは広く近世農業の基盤の一つである地主手作経営を支え、明治前期・中期までその役割は重要であった。これまでもある程度研究がされているが、地域的にもムラがあり、ことに明治期については研究事例も乏しく、今後もおおく、深く研究することが求められているように思う。

ここでは明治期については今後の調査と研究にゆだねることとして、試みに近世の多様な形態の下人＝奉公人・日雇等を九州農村の史料にもとづいて、それぞれの特質を明らかにできればと思っている。

すでに小野武夫の「徳川時代の農村奉公人」<sup>3)</sup>以来、土屋喬雄<sup>4)</sup>・古島敏雄<sup>5)</sup>・三橋時雄の研究<sup>6)</sup>や

1) 秀村「近世社会経済史料断片録(3) 名子抜け」(『西南地域史研究』第8輯(文献出版、1994)、秀村「明治5年筑後国生業郡における名子の解放をめぐる」(『九州文化史研究所紀要』第48号)。

2) たとえば豊前地方についての伊藤兆司「小倉領・中津領及び日田幕領境地域に於ける隷農的制度」(『農業経済研究』第4巻第3号・第7巻第4号 1928・1931)。名子の夫役は家政夫役が大きな意味をもち、農業夫役は少なく平坦地域ではほとんど夫役は認められない。史料が少ないので聞き調査によって親方子方関係をよく聞き取りしている。

3) 小野武夫「徳川時代の農村奉公人」(小野武夫著『農村社会史論講』(巖松堂 1927)所収)。

竹内利美等以来の分類<sup>7)</sup>、有賀喜左衛門の親方地主のものと奉公人の研究<sup>8)</sup>、有賀の竹内の分類に対する修正<sup>9)</sup>、法制史の分野では中田薫<sup>10)</sup>・金田平一郎<sup>11)</sup>の重要な研究があり、その後も下人・奉公人等の従属労働史・雇傭労働史の研究が数多くなされてきた。ことに1961年には社会経済史学会大会において「封建社会解体期における雇傭労働」が報告され、その後それをまとめて市川孝正・渡辺信夫・古島敏雄他著『封建社会解体期の雇傭労働』<sup>12)</sup>が刊行されて、それまでの研究を概観、評価するとともに、さらに近世から近代への展望も試みている。筆者はこれの書評をしたが<sup>13)</sup>、その後「近世雇傭労働史の研究史と問題点」<sup>14)</sup>で、当時の雇傭労働史研究の状況について概観した。その後の学界は農村の雇傭関係だけでなく、武家奉公や諸種の職人の雇傭関係や漁業・捕鯨業・鉱山・塩田や製糸場その他諸種の作業場、マニユファクチュア等の労働関係についても研究されて、問題はますます多岐にわたっている。別稿において研究史を概観するつもりでいるので、ここでは九州の農村を舞台として下人＝奉公人・日雇等を典型的に考察してみることとする。

## 二 下人・奉公人の類型化のための基準

近世農村において多様に存在した下人・奉公人や日雇等を再考察して、今後の研究を進めるためには、彼らを便宜的に類型化することを試み、彼らの多岐にわたる従属関係ないし雇傭関係を考察するために主家である庄屋・大庄屋や本百姓等の富裕な手作地主経営の展開や商品生産・流通・利貸による村方商人地主経営の発展、さらに地域によっては郷土や在郷家臣が農耕に従事し、山林の経営にもあたるなど、実質的には農家の面ももっていたので、これら種々の主家、主人への下人＝奉公人・日雇等の従属関係・雇傭関係は多様であり、彼らを一応類型化して理解するために、その基準となる幾つかの社会関係を挙げる。

### (1) 親方・子方関係

近世の村の有力な「家」においては、オヤカタの「家」の内に直系家族のほか傍系の家族や名子や下人・奉公人等のコカタがいて、彼らはオヤカタのもとで生活万般について、その家独自のいわゆる「躰」を受けた。もっとも個々の親方と子方関係には親疎の差もあり、永い年月には「家」の事情や

4) 土屋喬雄「維新前後の日本農業における賃労働」(土屋編著『日本資本主義史論集(育成社)1937所収])

5) 古島敏雄著『近世日本農業の構造』(日本評論社1943)。

6) 三橋時雄「江戸期における耕作規模の縮小化」(『経済史研究』第27巻第3号)。

7) 竹内利美「山村における奉公人」(『社会経済史学』第4巻第5号)。

8) 『日本家族制度と小作制度』(1943)(『有賀喜左衛門著作集』I・II未来社1967)親方のものと奉公人の記述多し。

9) 同上II497頁。

10) 中田薫「徳川時代に於ける人売及人質契約」「徳川時代に於ける人売及び人質契約補稿」(中田薫著『法制史論集』第3巻(1943)所収。もとは1932・1935に発表)。

11) 金田平一郎「徳川時代に於ける雇傭法の研究」(『国家学会雑誌』第41巻第7・8・9・10号1948)。

12) 『封建社会解体期の雇傭労働』(青木書店1961)。

13) 『法制史研究』13(1962)。

14) 秀村「近世雇傭労働史の研究史と問題点」(『社会経済史学』第31巻第1～5合併号。1966年)。

親方の性格により、また時代の推移とともに変わることもあったが、躰奉公の典型としては、年季を決めず親が子を有力な家に託し、或いは売り（「売る」の意味は多様である<sup>15)</sup>、長い年月にわたり奉公し、一生主家で奉仕の生活をする「永代下人」や、さらに下人の親から子へ数代にわたって主家に従属する「譜代下人」が考えられよう。

なお躰はこれらの永代下人・譜代下人だけでなく、その度合の差はあるにしても我が国の「イエ」に広く意識され、奉公人関係全般に見られるものであった。もっとも後述する刑罰（奴婢刑）や戦乱時における民衆の捕縛、連行等による下人化や人身売買業者による人身の売買、ことに遠隔地への人身売買等の場合には躰の意識や慣行はなかったであろう

## (2) 米、銭の給与・貸借等による社会関係

米、銭による人身の売買や人身の質入れ、さらに年期を限っての人身の質入れ、質物奉公のほか、さらに米銭の前借（見せ質も含む）、給付等による多様な雇傭関係があった。中世には人身売買や身売が広く行われ、近世においても名目を変え形式的に年季奉公の形をとりながら実質は人身売買の慣行はなお根強く見られ、幕府による人身売買の禁令も元禄期まで継続したが<sup>16)</sup>、その後も各藩の対応は異なっているようである。さらに質奉公は近世の社会経済が幅広く進展する過程で後述の年季奉公が広く展開するにともない、質の条件も緩和されて、とくに後期には実質的には年季奉公に近いものになっていった。もっとも南九州地域では質奉公の文言はなく、人質の文言のまま続いているが、実質は質奉公と同じで、さらに年季奉公に近いものとなっている。なお奉公人と主家との都合でその時々年季奉公と質奉公を同一人がしていることもあった<sup>17)</sup>。

年季奉公は一年は束縛感が薄いためか、一季奉公と云い、二年以上、数年間の年季で主家に住み込み奉仕する者で米銭を給与された。幕府・藩の十年を期限とするが実際には十年以上の者もいた。ほかに米銭の給与、貸借に伴う一季奉公・季節奉公・日雇等の雇傭は、それぞれ一年、或いは農繁期などの季節や、或いは一日、一日を限って雇傭しており、社会全般に広く展開した。その中には近代の雇傭労働、賃労働へと進展、連続するものがあり、今後近世・近代を通してその連続、展開、乃至停滞、変質を研究することも求められている。しかも近代においても納屋制度やタコ部屋等過酷な前近代的な労働慣行も根強く存続し、さらに労働力不足の補足としての囚人労働もあった。これらは関連して研究することが求められている。

## (3) 戦乱による民衆の捕縛、連行、売買等による社会関係

中世の戦乱時に行われた民衆の捕縛、連行、売買は中世末、近世初期にも尾を引き、ことに豊後の大友家領国への薩摩島津勢の侵略<sup>18)</sup>や朝鮮侵略時における大友家領国の秀吉直轄領化のため他国勢の

15) 柳田國男は「売る」の意味を「売るといふ語を余りに無造作に使っていた。…ある期間の労力を他人に指揮せしむることをも身売等と謂った…少年の委託のことを今でも「子に遣る」と言っている者が多いのである。（『定本柳田國男集』第16巻、322頁）

16) 大平裕一「近世日本における雇用法の転換」（『立命館法學』第231・232号 1993）。

17) 秀村「近世北九州農村における質奉公人」（宮本又次編『農村構造の史料分析』（日本評論社 1955））。

侵入による豊後領民の捕縛、連行、人身の売買も多かった<sup>19)</sup>。さらに慶長・文禄の役（壬申倭乱・丁酉再乱）においては朝鮮人の耳切り、鼻切りのみならず、人身の捕縛、連行、使役された者は多く<sup>20)</sup>、後に朝鮮へ送還された者よりも日本国内各地に残存した者が多く近世前期に日本国内に埋没している事例も多い<sup>21)</sup>。今後も調査を続けることは重要と思われる。また秀吉による京都の大規模な都市改造<sup>22)</sup>による民衆とくに下層の民衆の移動や大坂城の落城による大坂の町人、周辺地域民衆の移動は、その後の京都、大坂や周辺地域から西国への多数のいわゆる「上方抱え奉公人」「上方抱え下し者」を送り出す源泉となったと思われる。

#### (4) 領主権力による刑罰としての奴婢刑

幕府や諸藩は法により罪を犯した民衆に刑罰を課し一定の年季を働かせたり、また武家の主人に委ねて所定の刑期また永代（一生）労働させ、場合によっては主人によって成敗されることもあった。

#### (5) 領主権力による夫役としての奉公

近世の藩体制として領民から年数、期間をきめて藩士の家に奉公させたもので、主家が在郷の給人や郷士の場合には、武家であるが知行地・開発地に農業を営んでいるため、下人も武家奉公とともに農村の下人奉公に近いものであった。

以上の諸関係は、下人・奉公人の個々人にとっては重複していることもあるが、これらの従属関係・雇傭関係を考慮しつつ本質的な面を重視して類型化を試みることにする。

### 三 農村における下人＝奉公人・日雇の類型

近世農村における下人＝奉公人、日雇の地域的、歴史的特質や主家、主人の性格等、個々の場合を考えると多様であり、単純に類型化することは難しいが、その特質を考慮して下人＝奉公人、日雇の類型化を試みよう。

もっとも彼らの実態は時代の推移とともに常に種々変容しているため、ある程度までの変容をも含めて記述したいと思う。小論では、はじめにいわば形式的、典型的なものを記述して、社会状況の変化、時代の推移により多少とも変容している場合にも、その実態にある程度触れたいと思う。あまり純粋に規定するだけでは理想型になって、歴史の実態にはほど遠いものとなる恐れがあるからである。したがってある程度史料を示して実態に近づければと思っている。もっとも極めて変容している場合は、別に考察すべきであることは勿論である。

18) 中村吉治『近世初期農政史研究』（岩波書店 1937）244頁。外園豊基『戦国期在社会的の研究』（校倉書房 2003）172～177頁。

19) 藤木久志『雑兵たちの戦場』（朝日新聞社 1995）79～83頁。

20) ルイス・フロイスの「日本史」の記述 外園・中村質の研究などによる（秀村「近世九州における永代下人に関する一考察」）。

21) 内藤雋輔『文禄・慶長役における被虜人の研究』（東大出版会 1976）

22) 鎌田道隆『近世京都の都市と民衆』（思文閣 2000）とくに第3章都市借屋人問題の歴史的展開。

## (1) 永代下人

下層の農民が有力な家に、おそらく年季を限らず子弟等を永代下人として奉公し（金銭の授受が明記されている場合と無い場合とがあり、子弟を食べさせてもらえればよい位で親方に委ね、また下人の将来を委ねる意図もあったと思われる。主家に年若いころから長い年月乃至一生その家に仕えた者もあり、日向の「庭の子」と云われた者もいた<sup>23)</sup>。薩摩藩の郷土の下人が「ひざおやし」と云われ「矢弾の飛び交うなかで主人にひたとつき従う者でなければ役に立たぬ」と言われたのは、幼少の頃から「膝に抱いて育てた者」の意であり<sup>24)</sup>、さきに挙げた事例でも年若い者を永代下人として入れており、その子孫は譜代下人となったものもいた<sup>25)</sup>。

## (2) 譜代下人

前記の永代下人が一生主家に仕えて、さらにその子、孫も下人として仕える者は譜代下人と云われている。中世では下人は多くは譜代下人であったであろう。

故金田平一郎教授御所蔵文書の「私下人永代売渡申書物之事」<sup>25)</sup>には正保四年（1647）に阿波国麻植郡足代村喜右衛門が下人の九歳、27歳を同郡学村の三郎左衛門に売り、永代子々孫々まで売るので、この後、彼に男女の躰（せがれ）が数々できて「譜代」として使うようにと書かれている。売人、五人組全員、口入、請人が加判、裏書している。売る者も売られる当人も文言の内容をどの程度知っていたか分からないが、買主、口入、請人らは後日のため詳しく述べ、ことにもし人身売買が問題になった場合を考慮して「年貢御上納云々」の文言を付したのかもしれない。

なお筑前福岡藩の「明和四年（1767）宗像郡久原村宗旨御改帳」<sup>26)</sup>には、組頭市郎次の永代下人又は譜代下人の太郎次（68歳）同女房（66歳）の男子伝次（27歳）はそのまま主家に仕えると譜代下人である。また筑前国志摩郡御床村鎌田家には下人の母とその男子二人を藩から与えられた<sup>27)</sup>。譜代下人であり、彼らの墓は鎌田家の墓地の入口にある。

また拙著『幕末期薩摩藩の農業と社会』には守屋家の永代下人小市の子孫は（守屋舎人とその長子との間で神道観の相違のため甥の納一郎が舎人の老後とあとを見たため）納一郎家に仕え、その子孫も納一郎家に仕えた。小市の墓は納一郎家の墓地にある<sup>28)</sup>。譜代下人の墓が主家の墓地の中にある事例は多く<sup>29)</sup>、筑前糟屋郡上府村の千年屋横大路家<sup>30)</sup>の墓地の入口にも古くからの下人の墓石が数ヶあり、同家では粗末にすると家が衰えると戒められているという。

前に触れた「庭の子」（庭子 庭育ての下人）は下女の子で、父の知れない子を主家では下人、下女

23) 日向の庭の子については、橘南谿『西遊記』巻之四奴僕（『東洋文庫』249 平凡社）77-80頁。

24) 「ひざおやし」については 秀村『幕末期薩摩藩の農業と社会』236、239、240頁。

25) 秀村、「近世九州農村における永代下人に関する一考察」（九大九州文化史研究所紀要）。

26) 九州大学記録資料館九州文化史部門、玉泉館所蔵。

27) 「鎌田中家系譜並重要記録」（糸島市鎌田家文書）には御床村鎌田甚吉が「…触口被仰付、天和三寅年正月迄三十二年相勤候、上座郡長淵村者之老母子三人召使様にと拝領被為仰付候。…」とあり。

28) 秀村、『幕末期薩摩藩の農業と社会』240頁。

29) 薩摩藩大隅高山郷家の諸家の下人数代の墓（竹之井敏氏の報告）。同郷日高分家の墓地の入口にも数基の下人墓がある（日高幹子氏の案内による）。いずれも写真撮影。

30) 『日本農書全集』第31巻「年中心得書」解題（秀村）。

として使い、彼らは主家を我が家と思って忠勤に励み、主家の娘が嫁ぐ時には娘に「庭の子」を下女としてつけてやるものであったという<sup>31)</sup>。

### (3) 質の下人・質奉公人（質物奉公人）、人身年季売の下人

貧窮な民衆が種々の理由で年期を限って人身（子供、妻、本人自身など）を質に入れて米銭を受け取り、約束の期間中奉公して年季の終りに借りた米銭、さらに奉公中に借りた米銭をも返却して解放される者であった。返却すべき米銭を「立米（銭）」と言っている。

質奉公の典型的な証文を示せば次の通りである。

我ら娘質ニ召置借用仕銀子之事

合銀百貳拾目

右之銀髓ニ請取借用仕取候、即為質物つや、宝永六丑正月より申十二月十三日迄間年八年之質に召置申処相違無御座候、年記明候ハ、立銀百廿目相立御暇可申候、若此方より年記之内御望申候ハ者元銀壹倍何時も相立御隙可申候、尤年記之内御気ニ入不申、御隙被被下候ハ、是又何時も元銀相立御隙可申候、年記之内取逃等仕候ハ、失せ申品々被懸仰次第急度弁、つや早刻尋出シ御手渡仕可候、年記之内長煩等仕御奉公不相成儀候ハ、人代相立申か、元銀相立申か、御指図次第ニ可仕候、勿論懐人等ニ罷成候とも此方より申分少も無御座候、宗旨之儀辺田浦真言宗安養寺旦那にて御座候、しきせ之儀、布子壺ツ、帷子壺ツ、上帯下帯御家並ニ可被下候事、右之条々御請合い申所相違無御座候、此女ニ付何事ニよらす出入之儀候はば、何時も私共方より埒明可申候、為後日請状如件

宝永六丑年（1709）

正月十八日

御床

三郎助殿

御床村つやおや

同村請人 吉三郎

淳太郎

（糸島市御床 鎌田家文書）

中世の人質の証文とは違い、立銀や勝手な暇取・取り逃げ・長煩い・妊娠等の際の詳細な誓約となっているが、人質を出す貧窮な者には全く不可能であり、むしろ主人が奉公中に起りうることを配慮して事の起った時に、支配の役人に対処するための配慮ではないだろうか。他家の文書にも同様の文言を屢見するので、社会的通念であったのかもしれない。さらに一通を示せば

我ら質物居申借用仕米請状之事

合元米三石六斗三升 俵数拾壹俵

31) 前掲橘南谿『西遊記』。なお長崎平戸町の「庭子」については秀村「近世九州における永代下人に関する一考察」（『九州文化史研究所紀要』第57号 2014）。

釣升三斗三升

右之米借用仕、為質物私生年三拾二罷成、亥ノ暮より丑ノ暮迄間年式年之御約束仕御奉公居申候、然上者昼夜随分情を出し御奉公相務可申候、自然年記之内不情徒ニかまへ、取逃失走り等仕候ハ、<sup>(精)</sup>即刻請人方より人代立置差出し御手渡可仕候、其上取逃之品々ヒ仰掛次第急度請人手前より弁可申候、扱又為仕着せ代、暮之米八斗六升宛、年々被仰付分堅御約束仕候事、右之通り少も相違無御座候、尤御国法相背申間敷候、仍て身請状如件

享保十六年（1731）

古門村身売主

亥ノ十二月十三日

弥八

木月村

同村請人 清八

源七殿

同村同人 甚六

（中野家文書） 』

この場合、年期の質の労働を勤め、仕着せ代をも給せられ、初めに借りた米（銭）、さらに期間中に借用した米銭をも返済して解放されるものである。しかし、奉公人の多くは奉公期間中にさらに米銭を借りて、返済すべき米銭（立米・立銭）を返済できずに奉公期間が延長されることも屢々であった。

しかし近世中期頃から年代の推移とともに、奉公期間（年季内）の労働を評価するようになり、初めに借りた米銭の一部が免除された。これを「居消奉公」といい、さらに全額を免除されるのを「取切奉公」と云った。これらは実質的には次項の年季奉公に近づき、ことに取切奉公は実質的には年季奉公とは、初めの入家の際の条件は別としてその後は殆ど同じと考えられたかもしれない。なお貸借関係で債務の担保の人身をただちには渡さず、いわゆる「見せ質」として「書き入れ」る場合があり、借米銭が返却できない時には書入れられた者が奉公するものであった。

さらに種々の事情によるのであろう、同じ奉公人が年度を変えて年季奉公、居消奉公・取切奉公、或いは日雇もすることもあり、これらは近世も年代の推移とともに主人と奉公人の身分関係が次第に薄れて、雇傭主・奉公人関係が単なる金銭による雇傭関係に近づきつつあったためであろうか。

さきに筑前国怡土郡御床村の大庄屋鎌田家の質奉公人について元禄14年（1701）より享保2年（1717）までの38人を表示したが<sup>32)</sup>、はじめの元禄14～宝永5年（1701～1708）の4人は「捨分」は全く無く、以後5年には1人、同6年には2人には「捨分」は無いが、同じ年の3人には捨分があり、その後は享保までほとんどの者に捨分があり、また鎌田家以外の家の史料から見ても、元禄頃からは同じ傾向がみられる。元禄期前後から質奉公とは別に年季奉公が一般的に展開して、十八世紀後半期にはしだいに質奉公は行なわれないようになったと思われる。

さらに筑前怡土郡井原村の大庄屋三苦家の天明7年（1787）における質奉公人の事例を表示すれば（表1）の通りである。（三苦家文書 九州大学記録資料館九州文化史部門玉泉館所蔵）

遠く離れた場所から、或は飢饉や災害のときに子供や妻などを質奉公に出すことは勿論多いが<sup>33)</sup>、

32) 秀村「近世北九州農村における質奉公人」（宮本又次編『農村構造の史的分析』（日本評論社 1955）。

(表1)

質奉公人	身代米銭	捨 分	立米・立銀	年 季	解 放
大蔵 (雷山村甚右衛門俵)	15俵 2斗 7升3合	5表2斗7升3 合	10俵	天明3～寛政8 13ヶ年	寛政8年12月  米4俵銭80目(2俵 3分)受取、3俵7 分まけ遣す、褒美に 米1俵、酒遣す
助七 (雷山村高野)	500目	230目(天明7) 230目(天明8)	{112匁4分請状前立銀 (2割の利を含む) 125匁4分諸借用 10匁7分2厘 (日数12日間障欠賃)	天明7・8年兩 年質	天明8年12月150目 天明9年2月95匁受 取。3匁9分2厘ま け遣済
虎吉 (雷山村善吉俵)	200目	45匁(天明7) 50匁(天明8) 50匁(寛政元) 80匁(寛政2) 給銀	諸借用を合せ利共187匁 3分	天明7～寛政2 4ヶ年	寛政3年に礼奉公 給銀237匁余(内50目 褒美)をもって身請

(註) 天明3年(1783)には銭は60目借、年季6ヶ年の内返弁、受取済  
なおこの表と次項の年季奉公人に掲示の(表2)とは三苦家の同じ年度の年季奉公人であるので、二つの表をあわせて見ると、天明7年の三苦家の奉公人すべてを知り得る。「給銀」とあるのはおそらく給銭の意であろう。

この表に見るように、立米を「まけ遣わす」と減額したり、「礼奉公」をしたり、「褒美」を与えられたり、子供を非占有質として書き入れていても、借りた米銭を戻さないまま、書き入れた子供を容易に渡さなかったりした例もあり、質奉公とはいえ、オヤカタとコカタとの間の長い年月の、日頃の種々の依存、貸借関係のなかでの質奉公もあったと思われる。

なお質奉公について詳しくは秀村「近世北九州農村における質奉公人」(宮本又次編『農村構造の史的  
分析』(日本評論社 1955)を参照されたい。

#### (4) 年季奉公人

数年間の労働を約束して主家に入り奉公するもので、一年契約の一年奉公とは別とされていた。二年以上、数年、最長十年の勤めをたてまえとして主家に入るもので。月廿数日の勤め(もっとも一般に廿五日前後で、十日、十五日、廿日等々種々のがあった)。筑前では、前年の末、多くは十二月十三日の事始め(正月の準備の日)に奉公の年数、給米・給銭、仕着せ、その他を約束し、幾許かの前借(前給)を受け取る例が多い。奉公の年季中にも借金を重ねることも多いので、約束の年季を勤めても、立米・立銭を返却できないため、奉公を継続したり、日雇をすることも多かった。

前記の「質奉公人」の表と同じ天明7年(1787)の時点で三苦家の「年季奉公人」を(表2)に表示する。(表1)と合わせれば、三苦家の天明7年の奉公人全部となる)。

一般に天候不順、蝗害、飢饉などのために質奉公に入ったり、飢饉の時に多く、名子、奉公人にな

33)『津野』77-81頁(福岡県田川郡津野地区民俗資料緊急調査報告書)。凶作・飢饉の時の民衆の窮状を寛永以降より享保飢饉に至るまで掲示している。

(表2)

奉公人	勤日数の約束	給 銭	前年暮の立銭	本年暮の立銭	勤の過・不足	本年前後における奉公
次平	月20日居り	184匁	19匁5分	53匁4分7厘	不足7日 まけつかわす	天明2年(34.5日)3年(23.5日)5年月20日居)6年(月15日居、母子出入のため20日に計算)8年(159日)寛政元年(198日)2年(147日)3年(12日)5年(4.5日)寛政6年立銭32匁余捨遣す
條吉 (雷山村)	月25日居り	230目	382匁2分	466匁5分	不足38日	天明5年(給銀230目)6年(同上)8年(年中159日)寛政2(給銀270目)3年(年中134目)4年(月15日居)同4年立銭292匁余。累年利嵩み文化4年まで毎年山茅を収む
平次 (雷山村高野)	月25日居り	230目	268匁余	143匁3分	不足18日	天明6(月20日居)天明8年以後奉公せず 寛政9年暮、元利400匁余滞
権七	月25日居り	230目前給 230目、上 借り1俵	—	284匁5分 2厘		本年より奉公、天明8年(月25日居)寛政10年(月20日居)同年暮立銭218匁余。文化4年暮れまでに年賦で返済加
加七娘 (原、皮)	?	110匁(2 月に前給 110匁)	—	—	—	本年より奉公 寛政3年も奉公する
四郎三娘 (井原村松井)	もり	50目(3月 に前給)	—	2匁5分	33日(日用 分麦叩き、 田植等)42 匁5分遣す	ほかに20匁麦叩き、稲こぎ(出精の褒美)

(註) 三苦家文書(九大記録資料館九州文化史部門玉泉館所蔵)天明7年5月米1俵58匁、冬相場33匁。「皮」とあるのは皮多、被差別民のことである。

るものも多かった。飢饉後は人口が激減していて筑前では遠く長門・周防から奉公人を雇ったこともあった。その後、後述する旅日雇が各地に入り込むようになったのであろう。

#### (5) 一季奉公人

近世後期からは奉公期間を一年に限ったものが多くなる。拘束度が低く、奉公に出る人数がある程度安定し、雇傭の機会も増しつつあって奉公人にも雇傭主にも一年の契約が相互に比較的都合がよかったからであろう。

しかも近世後期には同じ奉公人が一季奉公を重ねたり、短い数年の年季奉公や日雇などにも雇われるなどして、実態は雑多である。主家も奉公人もその時々事情により比較的自由に選択したようで、旧来のオヤカタとコカタの意識が薄らいできて、これまでのコカタが他のオヤカタと小作関係・奉公関係を結んだり、日雇にも出ることもあったのであろう。町方奉公や武家奉公への機会などもあったのであろう。

(6) 季節奉公人 (半季奉公人・五月居り・秋居り)

主に農繁期など多数の労働力を必要とする場合に雇傭されるもので、麦刈、麦打ち、田植、草取り、稲刈、茶摘、榎実ちぎり等に雇傭された。

筑前怡土郡井原村三苦家での明治2年(1869)4月から7月までの女の茶つみ・麦刈・麦打等の場合を例示する。(表3)皮多(被差別民)の女房二人がいることを注意。

(表3)

日 雇	出 身	勤 日 数	給 銭	仕 事 内 容
おゆき		4月…1日6分 6月…9日 6、7月…13日 7月…1日	640文 ? 5貫200文 ?	茶つみ 世帯 白摺、畠草取、諸仕事、粟ひき 大豆打
惣八母		4月…3日5分 5月…2日6分 5月…9日	}米4升5合(?) 8貫100文	麦打、麦こぎ、苗取田植 畠草取、田植
おつね	高祖村	4月…8日 5月…12日		
おそよ	志摩郡小金丸村	4月…8日6分 5月…1日	6貫360文	麦刈、麦打、麦こぎ
皮多女 (女房二人)		4月…4日  7月…8日  7、8月…12日	各人米1升 他に700文、米1升余 5月に各人500文 3貫200文 3貫600文	麦打  (草取?) (草取?)
宮ノ前長助方 半季	小金丸村	4月…2日	1貫800文	麦打、麦こぎ
新五方 半季	三雲村	5月…1日		(田植?)
幸吉方 半季 おさよ		5月…1日		(田植?)
藤市母		5月…7日		(田植?)

(註) 三苦家文書「女勤休日雇帳」による。(出身地の空欄はおそらく村内の者であろう。給銭は日雇の計算)。

この年、年季奉公の女は二人(年季奉公男は不明)。米1升は四月に630文の相場。

この中には他家の半季(季節奉公人)が三苦家に1、2日来ている。

このほか筑前宗像郡陵巖寺村大庄屋吉田家の「嘉永四年家事日記帳」には、九月廿二日に「榎ちきり…<sup>(天)</sup>(甘草者四人共榎ちぎり候事」とあり、その後、日々当主の元之助が「榎ちぎり才判」をして榎実ちぎりをさせて、十月十九日には「榎ちきり算用いたし帰り」と見え、約一ヶ月間天草の者の、季節雇であった。おそらく、(8)に述べる旅日雇による季節労働であったろう)。また同九月廿二日には「勝浦より稲こき女五ツ半頃入込候事」とあるが、この女は「稲こぎ」を続け、その後も小仕事や機織りをしている<sup>34)</sup>。

同じく吉田家の「明治五年家事日記帳」には「八月□□日大嶋(以下欠)」とあり、大嶋よりの入り

込みと思われ、「十月□□日引き取り」とあり。大嶋からの季節雇であろう（板橋皓世氏より御教示）。

筑前宗像郡大島では娘は秋農繁期に宗像の陸（おか）平野部の村々に奉公する慣行があった。一年奉公する者もいたという。いずれも奉公を無事勤めてから結婚できたといわれていた。

### (7) 日雇

近隣農民相互の扶助、加勢や元の名子が名子抜けの後にも旧主家にかけての夫役ではなく軽微な賃銭を得て働くことから一日単位の雇傭となったのであろう。地主の家の求めに応じて特定の者が随時労働を提供する「定日雇」と、必ずしも特定の家に固定せずに各地主家の必要に応じて適宜労働を提供する者がいた。

天保9年（1838）の筑前怡土郡井原村三苦家の日雇の4月から7月の事例を表示する。

（表4）

日雇	出身地	勤日数	給銭	摘要
ぬひ	上原	5日	4月8匁5分	
つま	天草		4月6匁3分余 6月1朱 8月1歩 12月2朱	
与右衛門			4月60文・白米5升	
嘉右衛門			閏4月5匁	
甚吉妹	三雲原	1日？	4月2匁5分	
ちよね	寺山（志摩郡）	半季奉公（季節雇）	4月43匁5分	1日麦打140文 田植苗取150文の割
平吉			5月米2升	
皮多女2人		4人（半日）	4月20日6匁	半日90文田植
田植苗取13人 〃 3人 （男1・女2）	（数名、他家の半季奉公人を含む）	20人（半日） 10人（半日）	4月29日～5月6日30匁 5月6・7日12匁5分	半日1度賄にて90文 半日2度賄にて75文
皮多日雇6人	三雲原	7月10日昼より半日雇	7月11日600文	三坂田3番草取1人 冷飯と100文宛
おらく	向	4日	7月 米4升	大豆えり・ころばかし
おたね	天草	半日？	7月	麦つき
皮多日雇2人	かぎ山 くり辺	1日	7月400文	

（註）天保2年「米銭指引帳」。この史料は3月以前なく、農繁期を中心に4月～7月を掲出した。

上記の表には、天草の者がいるが、次項で述べる旅日雇（その家族）であろう。半季奉公とは季節雇のことで、賃銭は日雇の日給計算である。井原に近い三雲の「かわた」（皮多）が居るが（かぎ山・くり山は不明、調査中）、他の日雇よりも賃銭に隔差があり、他の日雇の「賄」に対して皮多は「冷や

34) 秀村・瀬戸美都子ほか校註『筑前国宗像郡吉田家家事日記帳』（文献出版 2002）92-102頁。

飯」と差別されている。

(8) 旅日雇

近世中期の後半期頃から（おそらく享保の飢饉による人口の激減から他国から労働力を入れるようになったのであろう。藩領国としてそれまで他国より民衆の入国を禁止していたのを緩和し、はじめは他領、他国から個人（中年の男性が多い）を、やがてはその家族をも受け入れるようになる。筑前では、土地に対して人口が過多であった幕府領天草や肥前島原藩・大村藩領域からの流入が多い。周防や豊後、国東半島その他各地からも見られた。村には入りこむには「宿主」を必要としたらしく、その実態はあきらかではない。おそらく初めは村に来て村内で然るべき人を頼んで宿主としてその家で働き、人柄が分かるようになって安定すると、やがて故郷に残してきた妻子をも呼び入れたのではないと思われる。ことに初期の焚石の採掘（いわゆる狸掘り）をした者の中には、附近の貧窮な農民とともに、かかる旅日雇も多かったようで麻生家文書の事例を今後紹介したい。

寛政以降の三苦家の井原触井原村における旅日雇の事例を表示すれば（表5）となる。

(表5)

年 代	旅 日 雇	出 身 地	宿 主
寛政2年	善三 (74)・善三 (67)	長門豊浦郡迫水村	喜助
寛政9年 (1797)	元蔵 (58)・のふ (21・元蔵娘)	豊後臼杵郡佐伯城下	藤右衛門
	平四郎 (64)・女房 (63) 亀蔵 (32)	肥前島原領高木郡才倉村	六郎
享和2年 (1802)	幸三郎 (61) 女房 (53) 万作 (28) 吉太郎 (22) とめ (16)	肥前大村領其木郡上植村	□市
	権右衛門 (65) 女房 (52) のえ (30) 喜四郎 (27) 竹次 (25) もよ (11)	豊後宇佐郡月待村	新次
享和4年	萬蔵 (66)	肥前島原領高木郡相津村	新三
	志ほ (68)	同上 見江村	兵助
	喜三太 (65)	肥前彼杵郡馬見村	藤助
文化10年 (1813)	元蔵 (49) 女房 (37) 初太郎 (20) なみ (11) くら (8)	肥前島原領南吊山村	利七
	源太左衛門 (42) 女房 (39) 辰五郎 (17) きく (14) 作松 (11)	同国同郡同村	清三
	幸八 (46) 女房 (41) 藤作 (10)	肥前島原領高来郡会津村	新三
文化12年	善七 (37) 女房 (25) むめ (10)	豊前宇佐郡辛嶋村	弥蔵
	彦七 (49)	肥前唐津領松浦郡美並山村	平作
文化13年	安右衛門 (42) 女房 (32)	肥前島原領高木郡千々石村	六郎

(註) 三苦家文書「拾土郡井原触村々旅日雇書上帳」井原村の分による。

(表5) で見られるように肥前国島原領の村々から来た者が多く、その家族もともに来ており、また縁故者であろう、同じ村から来ている例も見。井原村は井原触の大庄屋がいる触の中心的村であったためか、入り込んだ者も多かった。もっとも触内の村は、ほとんどすべての村に連年旅日雇が入っていた。

これら旅日雇を多く析出した島原領・大村領・幕領天草の村落の状況については、さきに或る程度明らかにしたので、その論文を参照していただきたい<sup>35)</sup>。

私がこれまで見てきた旅日雇は主として天草、島原から筑前に来た旅日雇で、比較的史料が多いが、肥前佐賀領や筑後久留米領でも島原や天草からの流入の史料も散見するので九州北部には近世後期には相当に流入していたのではあるまいか。初期の炭坑労働者やいわゆる「からゆきさん」の源流の一つとしても今後注意したい。

### (9) 上方抱え奉公人（〔上方抱者〕）

近世前期から主に京都、大坂乃至その周辺から九州、四国の各地に奉公人として流入した者があった。以前に近世中・後期に九州各地の上方抱え下し奉公人を紹介したことがあり<sup>36)</sup>、その後、近世前期の肥後八代領＝宇土藩の事例を研究し<sup>37)</sup>、また八代領＝宇土藩の史料も約195通紹介したが<sup>38)</sup>、重複したり、ほかに関連史料もあるので、今後補正したいと思っている。

この奉公人は幕法に従って十年季奉公を「建前」としているが、実際には十年に限らず「永年季」や初めより「永代奉公」を約束した者、或いは十年季奉公の下女がその子を「永代」に渡した者などもいた。また乞食や親のない者が何らかの縁で主人と頼んで下人に抱えられ肥後に行った者もいた<sup>39)</sup>。

殆ど多くは形式的には幕法を守る形式で文書を整えているが、実態はおそらく前代からの人身売買乃至それに近い形を継続した慣行ではなかったかと思われる。身請証文には年季、奉公人の人主、請人、口入等を書いてはいるが、どの程度実態を示しているかは判断がつかない。前代からの人身売買業から奉公斡旋業へ変身したと推定される、何人もの奉公人を取扱う者もいた。さきに森下徹は私の「上方抱え奉公人」への理解を牧英正の見解と対比して、秀村は近世前期、年季奉公を主張したと理解しているが<sup>40)</sup>、私は単純に近世前期のみに重点をおき、年季奉公と言っているのではない。「この年季奉公は手ばなしで近世的年季奉公というよりも、むしろ中世的「人買い船」…や東国への買下しや十六世紀における日本人奴隷の海外輸出の系統を引き、いわば人買船にまつわる諸要素を払拭しつつ近世的雇用関係に脱皮転換しつつ」その形をとりつつあったが、他方近世後期でも「日向飢餓藩の人買い船一件のごときを幕末期でさえ露呈した」と述べており<sup>41)</sup>、近世後期の薩摩藩の事例<sup>42)</sup>や、幕末の五島藩宇久島の史料もあるので、牧の所論と対立するより、むしろ牧をも含めてなお広く深く考うべき課題と思っている。さらに前項の旅日雇とも関連するのではないかとと思っている。

私の八代領・宇土藩の研究はあくまで近世前期の細川史料に限定しての研究で、ただ幕府、幕法へ

35) 秀村、前掲「近世北九州農村における奉公人の供給事情」83-90頁。

36) 秀村「下人に関する史料覚書三題」（宮本又次編『九州経済史論集』第2巻、福岡商工会議所 1956）

37) 秀村 昭36「近世前期肥後における「上方抱下し者」（九州文化史研究所紀要）第8・9合併号）。

38) 秀村「近世前期肥後における「上方抱下し者」（九州文化史研究所紀要）第8・9合併号）、近世宇土細川藩の下人に関する表と解題（『地域史料研究 福岡』No.7 2013）。

39) 秀村「近世九州における永代下人に関する一考察（続）」（九州文化史研究所紀要）第58号 2015）。

40) 森下徹『近世都市の労働社会』（吉川弘文館 2014）44頁その他。

41) 秀村「近世前期肥後における「上方抱下し奉公人」の表、解題『地域史料研究 福岡』No.7（2014）。

42) 36) に同じ。

の配慮、とくに年季十年、親元への還送に細心に配慮していることは宇土細川藩のみならず、本藩の肥後細川家永青文庫の諸文書の深い理解が今後重要と思う。

私の見た八代領・宇土藩細川家文書では、近世前期にはあくまで幕法を顧慮して年季十年で上方の親元、身請人に返すため、その形式を整えたものが多く、また実際に送還している事例も多いが、年月の経過で親元、身請人の名も変わっていることも屡で、実態はいかがであったか知りえない。総じて宇土藩、本藩の熊本藩が幕府に対し常に送還を配慮していることが見られる。もっとも宇土藩では、領内で縁付いた女性には夫の証言により御国（肥後）への居住を認めている例も多い。領民として認めるとともに人口対策にもなったのであろうか。

#### (10) 封建権力による刑罰による奴婢

幕府、各藩における刑罰として奴婢身分におとされて所定の土地、所定の期間勤めた者がおり、ことに対馬藩の奴婢刑が顕著である。金田平一郎が早く着目し<sup>43)</sup>、その後、宮本又次・桧垣元吉の研究がある<sup>44)</sup>。

なお藩の事例として薩摩藩にける奴婢刑<sup>45)</sup>また福岡藩の荒仕子刑<sup>46)</sup>についても研究されている。

#### (11) 封建権力による夫役的奉公人

藩によっては、藩権力で領民に夫役として奉公人男女を藩の武家に勤めさせた藩もあり、在郷家臣や郷士に対しては武家奉公であるが、武家も農地、山林をも支配しているので、武家奉公と同時に農業奉公もあったのである。平戸藩では「札者」と云う夫役があり、「十七才になると百姓、浦人の子供を藩士の各家庭に雑役、下女に一年間奉公させたり、郷普請等に使役している。」<sup>47)</sup>

### 四 むすび

以上は近世農村の下人＝奉公人・日雇等の類型化を試み、また場合によっては実態の史料を挙げ、多少とも変容しつつあった実態にも触れた。試論であるので、忌憚なくご批判、ご教示をお願いしたい。

これまで全国各地域における農村の下人や奉公人、日雇の研究は相当蓄積されてきたようであるが、本格的に研究されている事例は案外少ない。地域的にもむらがあり、本格的に調査、研究されてきた東北・信州の農村や畿内農村などの蓄積はあるけれども全くされていない地域も多く、また重要な家の豊富な史料があるにもかかわらず調査・研究されていない家文書もある<sup>48)</sup>。

さらに都市の商家の番頭・手代・丁稚・小僧や都市の手工業における親方職人の徒弟や雇職人、さらに漁業、捕鯨業・塩田・鉾山・製糸場等々諸種の作業場、マニユファクチュア等においても雇傭勞

43) 金田平一郎「対馬藩判決例五十題」(「法政研究」第10巻第1号 1939)、「対馬藩の奴刑」(「法政研究」第13巻第2号 1943)。

44) 宮本又次「九州経済史における特殊構造」、桧垣元吉「対馬の被官と奴婢」(いずれも九州文化史研究所紀要 第一号1950)。

45) 秀村「薩摩藩における奴婢刑」(「経済史再考」思文閣 2008)。

46) 秀村「福岡藩の無給荒仕子」(宮本又次編「九州経済史研究」福岡商工会議所) 第2巻 1956所収。

47) 吉田収郎「平戸中南部史稿一津吉島の歴史一」(芸文堂 1959) 38頁。

働が展開しつつあり、武家奉公人の雇傭も関連して考慮されなければならないであろう。最近諸種の商業、産業部門の雇傭労働や武家奉公人の研究が進みつつあり、とくに森下徹の研究は注目すべきものである<sup>49)</sup>

また最近人身売買が屡取り上げられているが、とかく売笑（公娼・私娼）や遊郭、女性史、ジェンダーに重きがおかれがちである。もちろんそれ自体きわめて重要な課題であるが、さらに広く社会の下層、底辺の問題として従属労働史・雇傭労働史全体の研究がなされるべきかと私は思っている。

近世封建社会から近代資本主義社会への労働関係の展開を考察するには、封建制社会の農民層の広汎な分解、マニファクチュアの進展等の着実な研究とともに、近世・近代社会の従属労働史・雇傭労働史の着実な研究が隅の親石として据えられ「二つの意味での自由な」労働への過程が明らかにされてこそ近代資本主義の研究が本格的に展開されると思われる。私は近代＝明治初期・前中期の研究が封建社会後期との断絶面だけでなく、変質しながら移行・連続している面の本格的な研究が推進されることを期待している。

前近代に雇い、雇われる慣行が一般的に長期に、広汎にあったからこそ近代の賃労働への移行が漸進、進展したのであり、過酷な前近代的労働慣行に束縛されながら、また他方では造幣寮・横須賀製鉄所（造船所）・八幡製鉄所等の官営工場が基本的に全く異質の新しい西欧の技術を御雇外国人を通して急速に受け入れ、勿論後年までトラブルが多かったが、早期に御雇外国人を解雇したこと、職人の中には御雇外国人が驚くほどの技能をもっていた職人がいたこと（その養成の伝統があった）も注目すべきであろう。こうして徐々に発展してきた近世・近代労働史の研究はもっと重視されてよいと思っている。

小稿をまとめるにあたっては、九州大学記録資料館九州文化史部門・鹿児島県肝付町守屋泰造家、同秋弘家、糸島市鎌田隆一郎家、さらに板橋皓世・今野孝・梶嶋政司・竹之井敏・田中直樹・服部民子・日高幹子・（故）細川章諸氏にご教示を受け、種々お世話になった。深く感謝申し上げるものである。

なお文中に皮多・皮など被差別民を掲げたが、引用にあたっては、差別の容認にならないよう慎重にご留意していただきたい。

[九州大学名誉教授]

48) 私個人の思いであるが肥後天草御領村の地主・豪商の石本家の雇傭関係について秀村の研究は一時期に留まっており、船方の研究は全くしていない。石本家文書の膨大な文書は九大記録資料館九州文化史研究部門で楠本美智子氏らのご努力で目録3冊（3万点）が刊行されており、今後同家の全面的研究と其中で労働史の研究がなされることを期待する。また肥前小浜の本田湯太夫家の多数の「隷傭処分帳」の研究なども今後してほしいことである。

49) 森下徹『日本近世雇傭労働史研究』（東大出版会 1995）、『近世瀬戸内海地域の労働社会』（谿水社 2004）、『武家奉公人と労働社会』（山川出版社 2007）、『近世都市の労働社会』（吉川弘文館 2014）。